

申請書等の手続案内

使用する様式	○自動車保管場所届出書
根拠となる条文	自動車の保管場所の確保等に関する法律第5条
適用地域	平成12年6月1日時点における鹿児島市の地域 ※ 下記地域は適用対象外地域のため、申請の必要はありません。 〔 鹿児島市 旧鹿児島郡 吉田町、桜島町 旧指宿郡 喜入町 旧日置郡 松元町、郡山町 鹿児島市以外の地域〕
受付期間等	受付期間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。） 受付時間：8時30分から16時30分まで
受付窓口	保管場所を設けようとする場所を管轄する警察署の交通課に確認の上提出してください。 ※ 警察署の管轄については、「警察署の管轄について」をご参考ください。
添付書類	1 保管場所の所在図・配置図 2 保管場所使用権原書面 (1) 自分の土地（建物）を保管場所として使用する場合 保管場所使用権原疎明書面（自認書） (2) 他人の土地（建物）を保管場所として使用する場合 （下記ア～ウのいずれか1通で可。） ア 駐車場賃貸契約書の写し イ 駐車料金の領収書等他人から借りていることを疎明する書面 ウ 保管場所使用承諾証明書 (3) 他人と共有している土地（建物）を保管場所として使用する場合 共有者全員の保管場所使用承諾証明書 ※ 審査時、必要があれば疎明資料の提出を求める場合があります。 ※ 代理人が申請する場合は、申請に関して代理権を確認できる書類（委任状等）の提出が必要です。ただし、行政書士以外の者は報酬を得て、業とすることはできません。
申請手数料	無料
備考 （注意事項等）	○ 届出書等に届出者の押印は不要です。 ○ 提出書類の記載方法は、「記載例」を参考としてください。 ○ 本県警察が作成した様式以外の様式（他都道府県警察が作成した様式等）であっても、自動車の保管場所の確保等に関する法律及び同施行規則に定められた様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、同規則に定められた様式と認められるものであれば、届出に使用することができます。
問い合わせ先	鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係 電話番号 099-206-0110（内線5172・5173）